

## ■マップに表示した情報

### ラムサール条約登録湿地

ラムサール条約で指定される9つの基準のいずれかを満たす湿地（沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域）のうち、国の法律により、将来にわたって自然環境の保全が図られること、地元住民などから登録への賛意が得られること、の2つの条件を満たすものです。

### 自然公園（国立、国定、府県立）

環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園があり、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されており、許可なく自然を改変する行為が規制されています。

### 天然記念物

天然記念物とは、動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物で、文化財保護法や地方自治体の文化財保護条例に基づいて指定されており、許可なく傷つけたりすることが規制されています。

### 日本の棚田百選

農林水産省によって、営農の取り組みが健全であること、棚田の維持管理が適切に行われていること、オーナー制度や特別栽培米の導入など地域活性化に熱心に取り組んでいることの基準に沿って認定された地域です。

### 日本の重要湿地 500

環境省が多数の専門家の意見をj得て選定した、湿原、河川、湖沼、干潟、藪場、マングローブ林、サンゴ礁など、生物多様性保全の観点から重要な湿地です。

### 重要文化的景観

文部科学大臣が選定する、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもので、都道府県または市町村が保存措置を講じているもののうち、特に重要な景観です。

### 日本の里 100 選

朝日新聞社と森林文化協会の事業で、景観、生物多様性、人の営みの3要素を基準として選ばれた里（集落とそjの周辺の田畑や野原や草地、海辺や水辺、里山などの自然からなる地域）です。

### 特定植物群落

日本に存在する植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなど、8つの基準に沿って選定されたものです。全国で5471の群落が選定されています。

### 近郊緑地

近郊緑地とは、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定される地域です。

### 府県立自然環境保全地域

環境大臣が指定する、①高山・亜高山性植生(1,000ha以上)、すぐれた天然林(100ha以上)、②特異な地形・地質・自然現象(10ha以上)、③優れた自然環境を維持している湖沼・海岸・湿原・河川・海域(10ha以上)、④植物の自生地・野生動物の生息地のうち、①～③と同程度の自然環境を有している地域(10ha以上)の基準に基づく自然環境保全地域に準じた地域で、都道府県知事が指定するものです。

### ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（生息・生育地保護区）

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例で指定され、希少野生動植物種の保護のため必要な生息地・生育地およびこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域で、区域内での開発などの行為は届出が必要jです。

### 環境の保全と創造に関する条例（指定地、兵庫県）

自然環境保全地域（国の指定する環境保全地域に準じた地域）、環境緑地保全地域（市街地などの周辺にある樹林地等のうち風致、景観、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要な地域）、自然海浜保全地区（砂浜や岩礁など自然の状態が維持されている、あるいは海水浴・潮干狩りなどで利用され、将来にわたってその利用が行われることが適当である地域）、郷土記念物（物及び地質鉱物で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、又は由緒由来があり、特に保全することが必要なもの）として指定された地域です。

### 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例（希少野生生物保護区）

徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例で指定され、保護区内においては、指定された希少野生生物を捕獲、採取、殺傷、損傷することや開発行為を行うことは原則として禁止されており、行為を行う場合は知事の許可が必要になります。

### レッドデータブック近畿：保護上重要な植物

近畿地方において保護上重要な植物が集中する地域です。

### 滋賀県レッドデータブック 2005：保全すべき群集・群落・個体群

滋賀県内において消滅または絶滅の危機に瀕しているか消滅または絶滅の危機が増大している、あるいは学術的に重要な群集・群落・個体群で、保全することが必要なものです。

### 京都府レッドデータブック：地域生態系

京都府内で自然性が特に高い植物群落や希少な群落、典型的な二次的群落など、生態学的価値、学術的希少価値、遺伝子資源価値など、府内における保護上重要な植物群落です。

### 大阪府レッドリスト：生物多様性ホットスポット

大阪府において希少な野生動植物が生息・生育し種の多様性が高い地域です。

### 兵庫県版レッドリスト 2011：生態系

兵庫県内において、希少な動植物がまとまって生育・生息する場、あるいは希少な種に限らず多様な生物群集が成立する場に該当する貴重な生態系です。

### 和歌山県レッドデータブック：重要な動植物の生育及び生息地

和歌山県レッドデータブックに記載されている「その他重要な動植物の生育及び生息地」として県内7箇所が指定されています。

### Key Biodiversity Area

生物多様性の保全の鍵になる重要な地域という意味です。危機性（世界的に絶滅の危機に瀕した種が生息する地域は重要という考え方）と非代替性（ある種の存続が特定の場所に依存している場合、その場所は重要という考え方）を指標とした国際標準的な手法により選ばれる生物多様性の重要地域です。